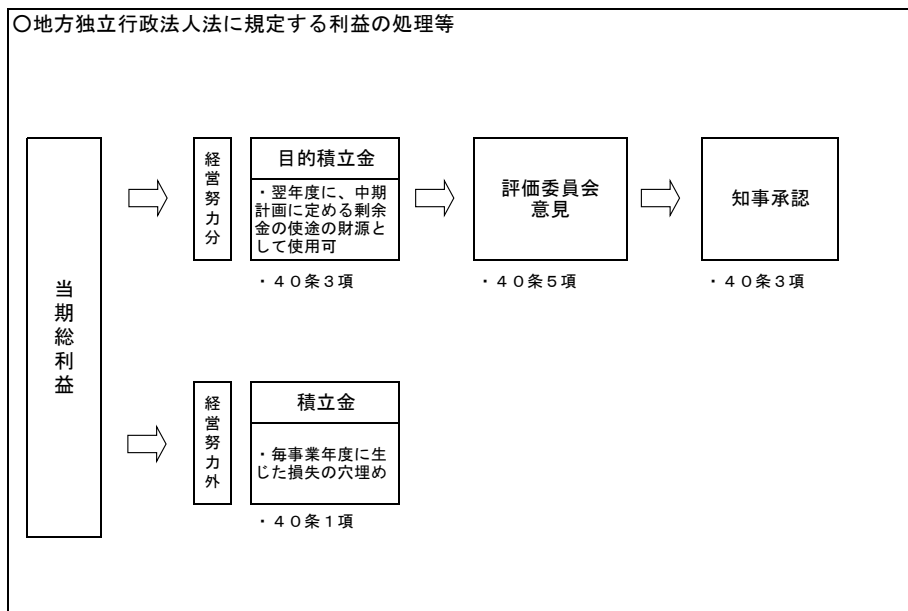


平成25年度利益処分に係る知事の承認（経営努力認定）の概要（案）



○地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

○中期計画に定める剰余金の用途

第10 剰余金の用途
全学的観点に立ち、教育・研究・診療の質の向上、社会貢献及び組織運営の改善に充てる。

○平成25年度利益処分案

※単位：百万円

当期総利益	208	目的積立金		経営努力認定の基準		内 訳	
		法人申請額	208	自己収入から生じた利益	294	診療収入の増加に伴う利益	
		積立金		中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったため費用が減少した場合	7	経費の節減に伴う利益	
				申請外	0	345	人件費の節減に伴う利益
				その他、地方独立行政法人において経営努力であることを立証した場合	▲ 174	収入減等による利益の圧縮	
				本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認める場合等	—	該当なし	
				現金の裏付けがなく、事業の用に供することができないもの	▲ 264	減価償却費等	